

幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町子ども医療費助成条例 (昭和47年3月24日 条例第4号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(受給者証の提示) 第6条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療保険各法の規定により指定を受けた保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。</u></p> <p>第7条 略</p> <p>(届出の義務) 第8条 保護者は、受給者が次の各号のいずれかに該当することになったときは速やかにその旨を町長に届出なければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 医療の給付の根拠となる法令の種類、<u>組合員証若しくは被保険者証の番号</u>又は保険者の名称若しくは住所に変更があったとき。 (4) 略</p>	<p>○幕別町子ども医療費助成条例 (昭和47年3月24日 条例第4号)</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(受給者証の提示) 第6条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療保険各法の規定により指定を受けた保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>医療保険各法の規定による電子資格確認等又は医療保険各法の規定により交付を受けた、組合員若しくは被保険者若しくはそれらの被扶養者(以下「被保険者等」という。)の資格に係る情報として主務省令で定める事項を記載した書面(当該事項を電磁的方法により提供を受け、主務省令で定める方法により表示したものを含む。)</u>の提示により給付の対象者であることの確認を受けた上、受給者証を提示するものとする。</p> <p>第7条 略</p> <p>(届出の義務) 第8条 保護者は、受給者が次の各号のいずれかに該当することになったときは速やかにその旨を町長に届出なければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 医療の給付の根拠となる法令の種類、<u>被保険者等の資格を管理するための記号・番号</u>又は保険者の名称若しくは住所に変更があったとき。 (4) 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
第9条～第11条 略	第9条～第11条 略